



平成 20 年 5 月 13 日

各 位

会社名 住友重機械工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中村 吉伸  
コード番号 6302  
問合せ先 IR 広報室長 大島 秀夫  
TEL 03-6737-2333

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 127 条第 2 号ロに定義されるものをいいます）の一つとして、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決議を行い、あわせて本プランの導入に関する承認議案を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 112 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出することを全取締役の賛成により決定しましたのでお知らせいたします。なお、本プランの導入を決定した当社取締役会には、社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べております。

本プランは、本日付で効力を生じるものとしますが、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランは、直ちに廃止されるものとします。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます）に改正（法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしたします。

## 記

### 1. 基本方針について

#### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方については、最終的には、株主の皆様により、当社の企業価値の向上や株主の皆様共同の利益の確保を図るという観点から決せられるべきものと考えています。従って、当社の支配権の異動を伴うような大規模な株式等の買付けの提案に応じるか否かといった判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記 3(2)(a)に定義されます。以下同じとします）の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、当社株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社に、当該大規模買付者（下記 3(1)に定義されます）が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性）、買付けの実行の実現可能性等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當なもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会などの利害関係者との信頼関係を破壊し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

当社の企業価値は、「一流商品」の提供、事業間の価値連鎖による相乗効果及びグローバルネットワークと、住友の事業精神に則った経営によって維持、強化されてきた株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、社会との信頼関係を源泉としており、さらにはこれらが有機的一体となって機能することによって、より大きな価値を生み出しています。

そこで、後に述べる「住友の事業精神」に則って事業を営み、当社としては、企業価値を増大させること及び生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な

取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の 20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得等により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、このような買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、必要かつ相当な範囲において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保ないし向上のための措置を講じることをその基本方針といたします。

## (2) 基本方針策定の背景

当社は、泉屋と称して銅吹業、銅貿易、銅山業を営み、四国別子銅山の開坑により発展を遂げていた住友の事業の中で、明治 21 年、別子銅山において使用される機械・器具の製作・修理のため設置された「住友別子鋳業所工作方」を前身とし、昭和 9 年に住友機械製作株式会社として独立して設立されました。昭和 44 年には、明治 30 年設立の浦賀船渠株式会社を母体とする浦賀重工業株式会社と合併し住友重機械工業株式会社となり、追浜造船所（現横須賀製造所）、東予製造所（現愛媛製造所西条工場）といった大型工場を開設、重工業会社としての基盤を確立してまいりました。

当社は絶えることのない技術革新と最先端の技術の応用に努め、その結果、当社の事業領域は、生産関連及びインフラ関連から最先端技術分野まで幅広く多岐にわたっております。近年では、精密、メカトロニクス、システム技術を中心に研究開発を進めており、液晶・半導体関連製造装置、デジタル家電関連製造装置および精密制御機器、キーコンポーネントなどの分野において事業の育成に注力しております。また、その製品構成においては、単なる機械装置の寄せ集めではなく、システム、装置、コンポーネントを体系的に提供し、事業間の価値連鎖による相乗効果を発揮し得るビジネスモデルを特徴としております。中でもコンポーネント事業の育成強化には重点的に取り組んでおり、その用途たる装置を自ら製造販売するメーカーとしての知見を徹底的に反映したものとして競争優位を確立し、その結果として、それらのキーコンポーネントを内製する当社の装置製品は、性能、品質において他に抜きん出た評価を得るといった好循環を創出しています。

この事業モデルの実現は、機械装置市場における顧客の動向、ニーズを常に注視し、短期的な需要の変動で事業の存廃を論ぜず、長期的視点で技術・製品開発を行ってきた積み重ねによるものです。社会インフラ分野における連続アンローダ、標準機械である電動射出成形機、先端分野における陽電子断層撮影装置（PET）、コンポーネントとして世界最高速、最精細レベルの超精密位置決め装

置など、当社が斯界の先陣を切って顧客の期待に沿う製品を市場に送り出した事例は、枚挙に暇がありません。

また、これら優れた製品を世界の顧客に届けその使用を滞りなくするために、当社はグローバルな販売・サービスネットワークを形成しております。当社製品は、顧客にとって製品製造の要となるもので、その運転に遺漏なきことが企業存続の要諦であると考えており、そのため当社は広範な販売・サービスネットワークを築いてまいりました。当社顧客に、世界のどこでも日本国内と同等のサービスを提供する、これは十分に訓練された現地社員と、優れたロジスティクス体制があってはじめて可能となるもので、一朝一夕で実現するものではありません。

さらに、当社が提供するこれらの顧客価値を築き上げてきたのが、「信用」を重んじる、 確実を旨とする、 社会への貢献、 環境への配慮および 地域社会との共存の 5 つからなる「住友の事業精神」およびその実践です。この精神にたがわず事業を経営していくことが、当社企業価値の向上につながり株主の皆様共同の価値を実現していくと確信しております。

このように当社の企業価値は、 継続的 R&D に基づく一流商品の提供、 システム、装置、コンポーネントを提供する垂直統合型事業モデル、 標準・量産機械を主としたグローバルネットワーク及び 住友の事業精神に根ざした経営と、それに起因する株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、社会との信頼関係をその源泉としており、さらにはこれらが相互に有機的一体となって機能することによって、より大きな価値を生み出しております。

しかしながら、昨今新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となってまいりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、買収者等が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。

もとより、当社は、支配株式の取得行為等それ自体に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)のとおり基本方針を策定した次第です。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社グループは、上記基本方針の実現のため、以下の取組みを行っております。

(1) 新中期経営計画及びその実践

当社グループは、前中期経営計画「躍進 07」において、レベルの高いかつ安定的な成長を実現するため、事業の垂直統合に注力し、「一流商品」の市場への提供や成長事業への設備投資、海外展開の加速といった施策を積極的に実施してきました。その結果として、財務数値目標である平成 19 年度連結営業利益 600 億円以上、平成 19 年度末有利子負債残高 1,500 億円以下を大きく上回る連結営業利益 778 億円、有利子負債残高 896 億円を達成いたしました。

平成 20 年度から平成 22 年度を対象とする新中期経営計画「グローバル 21」では、戦略策定の前提として売上高 1 兆円規模到達を長期目標に掲げます。世界に通用する技術と強靱なコスト体質を創造しながら、ビジネスチャンスの大きい海外市場を重点的に攻略することによって継続的な成長・発展を遂げ、「世界の住友重機械」への飛躍を目指します。また、「躍進 07」で進めてきた事業間の価値連鎖を引き続き推進してさらに多くの「一流商品」を創出していきます。

財務目標としては、「グローバル 21」最終年度である平成 22 年度において以下の達成を目指します。

平成 22 年度の売上高 8,500 億円

平成 22 年度の営業利益 1,000 億円

なお、ROICを引き続き住友重機械グループの経営指標とし、 $ROIC > WACC$ （調達資本コスト）を継続するとともに、継続的にROIC 10%以上を確保します。

上記の目標を達成するための経営戦略として、グローバル展開の加速、イノベーションの推進、事業間の価値連鎖によるシナジーの追求に取り組みます。その中で、今後とも財務規律を維持しつつ、強化された財務体質を活かして成長に向けた投資を積極的に実施します。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、かねてよりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、平成 11 年の執行役員制の導入や平成 14 年以降の社外取締役の選任、さらには平成 19 年には取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するなどして取締役会の活性化や経営の透明性の確保に努めております。

(3) 株主の皆様に対する還元策

当社は、以上述べてきた施策、戦略の遂行により、事業の一層の成長による企業価値の増大及び継続的な増配による利益還元を通じて、株主の皆様共同の利益

の向上を実現するべく一層の努力を続けてまいります。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

#### (1) 本プラン導入の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえて頂いた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切な判断を行われるために、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記1の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮、検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、企業価値委員会（下記(2)(e)に定義されます。以下同じとします）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者とその共同保有者及び特別関係者、並びにこれらの者が実質的に支配し、又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認められた者などをいい、以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び

事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。

本プランの導入に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいふまでもありません。そのため、当社といたしましては、本定時株主総会において、本プラン導入につき株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。もっとも、企業買収を巡る近時の状況に鑑みると、本定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただくまでの間にも、上記のような不適切な大規模買付行為により当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が害される危険は否定できず、これを防止するためには現段階で一定の措置を講じておく必要があります。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定し、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本プランは廃止されるという条件の下で、本日付で本プランの導入を決定しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

また、平成20年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙1）のとおりです。

## (2) 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙2）のとおりですが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

### (a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の から のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認をした行為を除きます）若しくはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）

当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

上記 又は に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本

において同じとします)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者(注8)に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注9)を樹立する行為(注10)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りませ)

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます)は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

(注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接、間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10) 上記 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が企業価値委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該 の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社で定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます）を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。当社取締役会は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを企業価値委員会に提出します。

意向表明書には、法令等及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図する大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合、当社取締役会又は企業価値委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に(ただし、 については、当社取締役会又は企業価値委員会が情報提供を要求した日から原則として5営業日以内に)、当社取締役会に対して次の から までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直

ちにこれを企業価値委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会又は企業価値委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます）、又は当社取締役会が代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めたとうえで、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会又は企業価値委員会による意見形成及び当社取締役会による代替案立案のために、必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、企業価値委員会の意見を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社はその旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。ただし、かかる判断及び決定にあたって、当社取締役会は、企業価値委員会の意見を最大限尊重するものとします。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社、関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接、間接を問いません）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名及び略歴、過去における法令違反行為の有無、並びに、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報等を含みます）

大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無及び状況

大規模買付行為の目的（なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1

項に定義される重要提案行為等をいいます)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。また、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます)、方法及び内容(大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後さらに当社株式を取得する予定がある場合にはその旨及びその理由、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます)

重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

大規模買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況(相対による取得の場合にはその取得の相手方の名称も含みません)

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします)の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます)

大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者(直接、間接を問いません)を含みます)の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保及び誓約事項の有無及び内容(大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定している当社の株券等に関して担保契約その他の合意を第三者との間で行うことを予定している場合には、当該合意の種類、相手方、対象となっている株券等の数量及びその他重要な事項の具体的な内容を含みます)並びに関連する具体的な取引の内容を含みます)

大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針（当社の属するいわゆる「住友グループ」の中における当社の位置付けに関する方針や当社の商号の取扱い（「住友」の冠の取扱いを含みます）に関する方針等を含みます）、大規模買付行為の完了後に派遣を予定している取締役又は監査役候補者の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

大規模買付行為のために投下した資本の回収方針

大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）

大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません）及びこれらに対する対処方針

その他当社取締役会又は企業価値委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記又はの期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難

易度などを勘案して設定されたものです。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合：60日以内

を除く大規模買付行為が行われる場合：90日以内

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保、向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、すべて当社が負担するものとします。

なお、企業価値委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないことなどの理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (e) 企業価値委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに有識者の中の 3 名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます）を設置します。

企業価値委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び企業価値委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることなどができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、すべて当社が負担するものとします。

本プランの導入当初における企業価値委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙 3）のとおりです。

企業価値委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半

数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 企業価値委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、取締役会評価期間内に、次の から に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとし、

大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、企業価値委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとし、かかる再勧告が行われた場合も、当社は、企業価値委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、企業価値委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、企業価値委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(イ)までのいずれかの事情を有していると認められる者であって、かつ対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会

に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等のすべてを買い付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）な

どに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益が損なわれ、その結果、当社の企業価値が著しく毀損されたり、その確保及び向上が著しく妨げられることが予想されたりする場合、若しくは当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、従業員その他の当社の利害関係者との信頼関係若しくはブランド価値を破壊するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させるなど、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) その他(ア)から(コ)に準じる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 に準じるものとします。

企業価値委員会によるその他の勧告等

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜株主共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定などを行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 に準じるものとします。

#### イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重した上で、「大規模買付行為に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、（別紙４）のとおりです）に定める一定の要件に該当すると判断する場合、対抗措置の発動、不発

動又は中止その他必要な決議を行うものとします。なお、企業価値委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる企業価値委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問いただく当社株主総会を招集することができるものとします。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、株主総会における対抗措置の発動承認議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものといたします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

なお、当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### (g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前の大規模買付行為とは別個の大規模買付行為と

して取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。ただし、当社取締役会は、かかる判断にあたって、企業価値委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化を確保し、その他これを防衛するために必要かつ相当な、会社法第 277 条以下に規定される新株予約権無償割当て（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）、又は、企業価値委員会の意見等を踏まえてその時点で最も適切と取締役会が判断した方法とします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、（別紙 5）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てを行う場合には、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した適宜の行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

#### 4. 本プランの導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

(1) 本プランの導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案が承認されなかった場合、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本定時株主総会後に行われる当社定時株主総会の終結後速やかに、当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランに違反しない範囲、又は法令等及び金融商品取引所規則の改正若しくはこれらの解釈ないし運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、企業価値委員会の承認を得た上で、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は企業価値委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

(2) 本プランの導入に関する承認議案について

当社は、本プランの導入に関する承認議案を本定時株主総会に付議します。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保、向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当てにおいては、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的にその法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

なお、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の割当基準日まで、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主

の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

#### 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従いこれを公告します。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された基準日までに名義書換の手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です）。

なお、株主割当ての方法により本新株予約権の発行が行われる場合には、別途当社取締役会決議で定める募集新株予約権の引受けの申込みの期日までに、申込書を申込取扱場所に提出することにより、募集新株予約権の引受けの申込みをすることが必要となります（当該申込みの期日までに申込みがなされない場合には、当該株主は、本新株予約権の割当てを受ける権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります）。

これに対して、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、上記のような申込みの手続は不要となり、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

#### 新株予約権の行使又は取得の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないことなどを誓約する文言を含むことがあります）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき0.5株以上1株以下で当社取締役会が別途定める数の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではな

いことなどを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります)。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことなど、その取扱いが他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

## 6. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。

### (1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保、向上

本プランは、上記 3(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮、交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなど可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものです。

### (2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランをあらかじめ開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

### (3) 株主意思の重視

当社は、本プランの導入に関する承認議案を本定時株主総会に付議することにより、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、前述したとおり、

当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記 3(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(5) 企業価値委員会の設置

当社は、上記 3(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(6) ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性、透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります（本ガイドラインの骨子は（別紙 4）をご参照ください）。

(7) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記 4 記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

(別紙1)

大株主の状況

(平成20年3月31日現在)

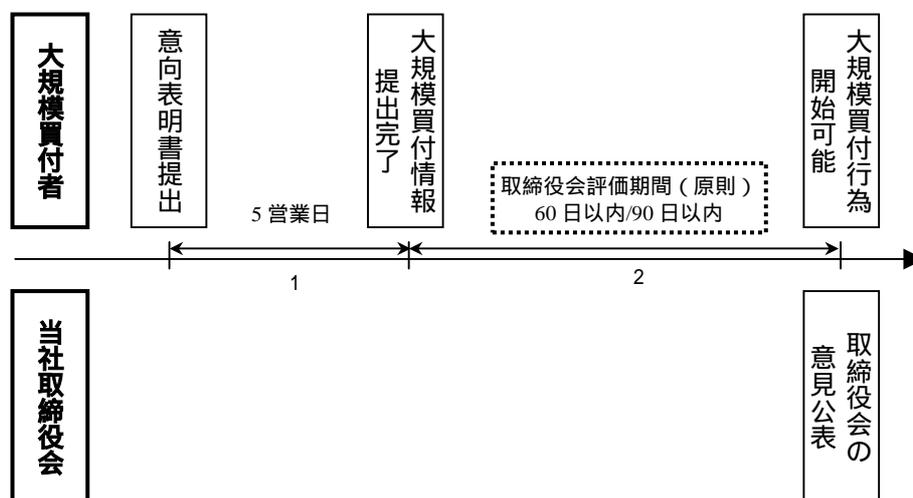
株主名	当社への出資状況	
	株式数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	57,793 千株	9.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	54,044	9.0
資産管理サービス信託銀行株式会社	26,430	4.4
住友生命保険相互会社	23,441	3.9
株式会社三井住友銀行	15,316	2.5
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	13,611	2.3
インベスターズ・バンク	11,860	2.0
ザ・チェース・マンハッタン・バンク	10,913	1.8
住友信託銀行株式会社	10,475	1.7
日本生命保険相互会社	10,321	1.7

- (注) 1. 出資比率は自己株式(2,146,702株)を控除して計算しております
2. 信託銀行各社の持株数には、信託業務に係る株式数が含まれております。
3. 株式の状況(平成20年3月31日現在)
- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 1,200,000,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 605,726,394 株   |
| (3) 株主数      | 59,454 名        |

(別紙2)

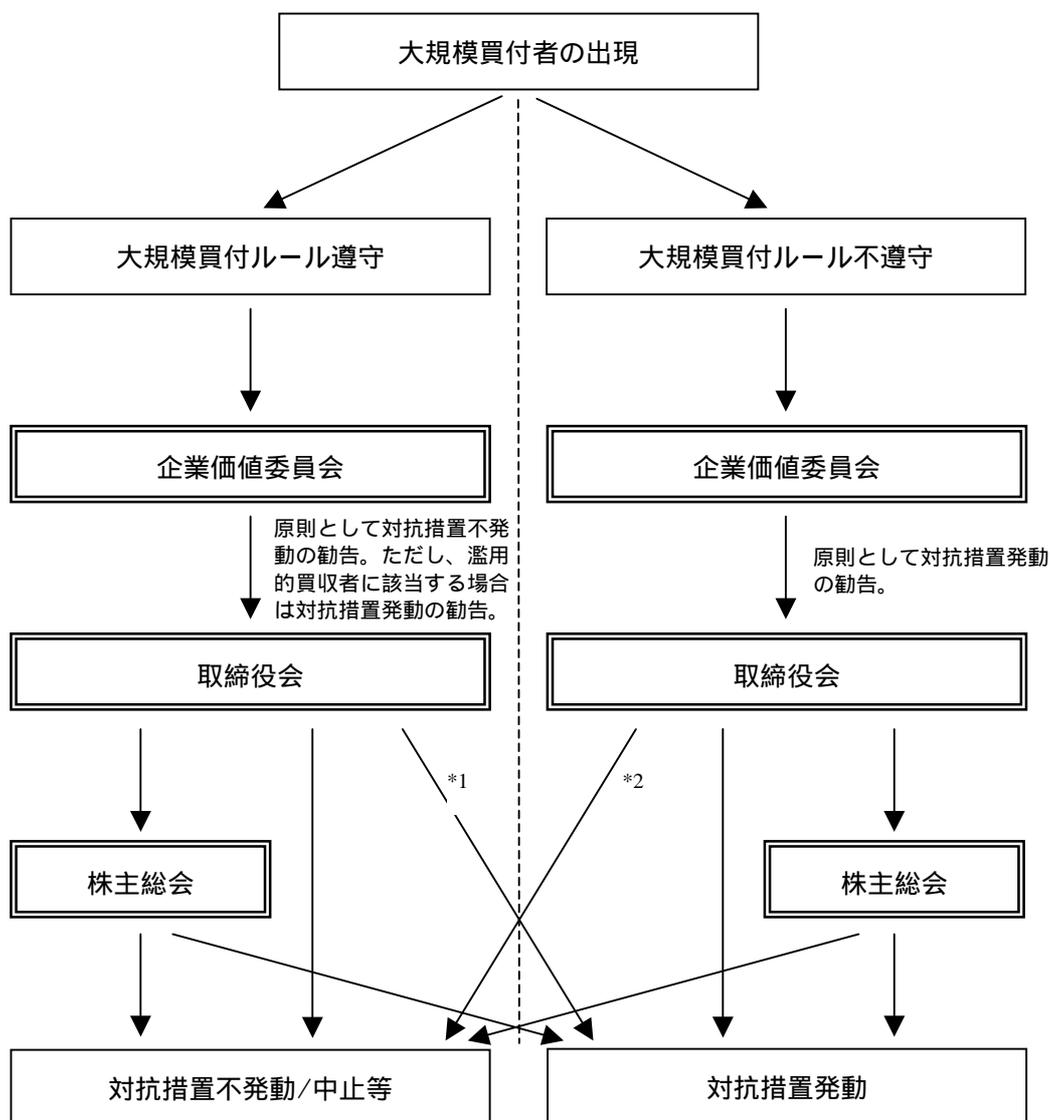
## 本プランの手の続の流れ

### 【大規模買付ルールに関する概要】



- 1: 当社取締役会が、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会又は企業価値委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し(以下「意見形成」といいます)、又は当社取締役会が代替案を立案し(以下「代替案立案」といいます)株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定め、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会又は企業価値委員会による意見形成及び当社取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、企業価値委員会の意見を最大限尊重するものとします。
- 2: 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には60日以内(初日不算入)、その他の大規模買付行為の場合には90日以内(初日不算入)。なお、企業価値委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないことなどの理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間(初日不算入)延長することができるものとします。
- 3: 企業価値委員会は当社取締役会に対し必要に応じて勧告を行います。
- 4: 当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行い、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行います。
- 5: 当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきものと判断した場合には、当社取締役会は当社株主総会を招集します。

**【対抗措置発動に関する概要】**



\*1 濫用的買収者に該当すると判断した場合は対抗措置発動。

\*2 濫用的買収者に該当しないと判断した場合は対抗措置不発動/中止等。

別紙2は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照下さい。

(別紙3)

企業価値委員会委員の氏名及び略歴

[氏名] 柿本 壽明

[略歴]

平成 元年 6月 株式会社住友銀行取締役  
平成 5年 6月 株式会社日本総合研究所専務取締役  
平成 6年11月 住友キャピタル証券株式会社副社長  
平成 8年 6月 株式会社日本総合研究所専務取締役  
平成 10年 1月 同社副社長  
平成 12年 6月 同社理事長  
平成 16年 6月 同社シニアフェロー 現在に至る  
平成 17年 6月 当社社外取締役 現在に至る

[氏名] 甲良 好夫

[略歴]

昭和 43年 3月 公認会計士登録 現在に至る  
昭和 61年 5月 太田昭和監査法人(現 新日本監査法人)代表社員  
(平成 18年 6月退任)  
平成 14年 5月 新日本監査法人理事(平成 16年 5月退任)  
平成 17年 2月 税理士登録 現在に至る  
平成 18年 8月 公認会計士甲良好夫事務所開設 現在に至る  
平成 19年 6月 当社社外監査役 現在に至る

[氏名] 熊谷 秀紀

[略歴]

昭和 44年 4月 弁護士登録 現在に至る  
平成 7年 4月 日本弁護士連合会弁護士研修委員会委員長  
平成 9年 4月 第一東京弁護士会副会長  
平成 10年 4月 同弁護士会弁護士業務の適正化に関する委員会委員長  
平成 14年 4月 日本弁護士連合会常務理事  
平成 15年 6月 当社社外監査役 現在に至る

(別紙 4)

## 大規模買付行為に関するガイドライン(骨子)

### 1. 目的

大規模買付行為に関するガイドライン(以下「本ガイドライン」という)は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本プラン」という)に関し、当社取締役会及び企業価値委員会(下記 6 に規定される)が、大規模買付者(以下に規定される)が出現した場合に、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保、向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行う場合に備え、あらかじめその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

本ガイドラインにおいて、「大規模買付行為」とは、次の から のいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会があらかじめ承認をした行為を除く)又はその可能性のある行為を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者を意味するものとする。

当社が発行者である株券等<sup>1</sup>に関する当社の特定の株主の株券等保有割合<sup>2</sup>が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>3</sup>

当社が発行者である株券等<sup>4</sup>に関する当社の特定の株主の株券等所有割合<sup>5</sup>とその特別関係者<sup>6</sup>の株券等所有割合との合計が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>7</sup>

<sup>1</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいう。以下同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」という)は、本プランにおいては当該大規模買付者の共同保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいう。以下同じ)とみなす。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。

<sup>3</sup> 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことを含む。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいう。以下本 において同じ。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいう。以下同じ。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該大規模買付者の特別関係者とみなす。以下同じ。

<sup>7</sup> 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第 6 条第 2 項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。

上記 又は に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下本 において同じ）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者<sup>8</sup>に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>9</sup>を樹立する行為<sup>10</sup>（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る）

## 2. 対抗措置の発動

企業価値委員会は、(1)大規模買付者が本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」という）につきその重要な点において違反した場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議、交渉に応じない場合を含む）で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には原則として対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告し、又は、(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者が、次の(ア)から(イ)までのいずれかの事情を有していると認められ、かつ対抗措置を発動することが相当と認められる者（以下「濫用的買収者」という）である場合には対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重し対抗措置の発動を決議するものとする。

ただし、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとし、当社取締役会は、かかる企業価値委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるとの事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は、不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主に問うべく当社株主総会を招集することができるものとする。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいう。以下同じ。

<sup>9</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。

<sup>10</sup> 上記 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が企業価値委員会の勧告に基づき合理的に行うものとする。なお、当社取締役会は、当該 の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等のすべてを買い付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）などに代表される、構造上株主の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益が損なわれ、その結果、当社の企業価値が著しく毀損されたり、その確保及び向上が著しく妨げられることが予想されたりする場合、若しくは当社の企業価値を生み出す上で不可欠な顧客、従業員その他の当社の利害関係者との信頼関係若しくはブランド価値を破壊するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させるなど、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (ク) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) その他(ア)から(ク)に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

### 3. 対抗措置の不発動

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動しない。

- (1) 当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（ただし、大規模買付者を除く）が公開買付けに応じる意思を表明した場合
- (2) 当社取締役会が、大規模買付者との間で十分な協議、交渉を行った結果、大規模買付者が濫用的買収者に該当しないと判断した場合
- (3) 本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合
- (4) 企業価値委員会が当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告し、当社取締役会が、かかる企業価値委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役会の善管注意義務に違反するおそれがあるとの事情があるとは認めない場合
- (5) 企業価値委員会が、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会が、かかる企業価値委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるとの事情があると認める場合
- (6) その他当社取締役会が別途定める場合

### 4. 対抗措置の廃止

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を廃止する。

- (1) 当社株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (2) 企業価値委員会の全員一致による決定があった場合
- (3) その他取締役会が別途定める場合

## 5. 対抗措置の内容

当社グループの企業価値又は株主共同の利益の最大化を確保し、その他これを防衛するために必要かつ相当な、会社法第 277 条以下に規定される新株予約権無償割当て（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」という）、又は、企業価値委員会の意見等を踏まえてその時点で最も適切と取締役会が判断した方法によるものとする。

なお、大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、（別紙 5）に記載のとおりとし、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という）による権利行使は認められないとの行使条件など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した適宜の行使期間、行使条件、取得条項等を設けることができるものとする。

## 6. 企業価値委員会

企業価値委員会は 3 名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含む）並びに有識者から、当社取締役会により選任される。なお、有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

企業価値委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、企業価値委員会の委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

## 7. 適時開示

当社取締役会は、本プラン上必要な事項について、株主及び投資家に対して、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行うものとする。

## 8. 本プランの導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 112 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案が承認され

なかった場合、 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、本定時株主総会以降に行われる当社定時株主総会の終結後速やかに、当社取締役会において、本プランの継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行うものとする。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保、向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更するものとする。

以 上

(別紙5)

### 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く) 1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを行う。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は0.5株以上1株以下で取締役会が別途定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする(なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者など(以下「例外事由該当者」という)による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る)。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨などを内容とする取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 企業価値委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上